

1. 検討経緯

ちくごがわすいけい

筑後川水系ダム群連携事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から九州地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局では、検証要領細目に基づき、筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表1.2-2 に示すとおり計 4 回の検討の場を開催し、筑後川水系ダム群連携事業における流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 27 年 10 月 27 日から 11 月 25 日まで、流水の正常な機能の維持の目的に対し、「これまでに提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

なお、筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討フロー図を図 1-1 に示す。

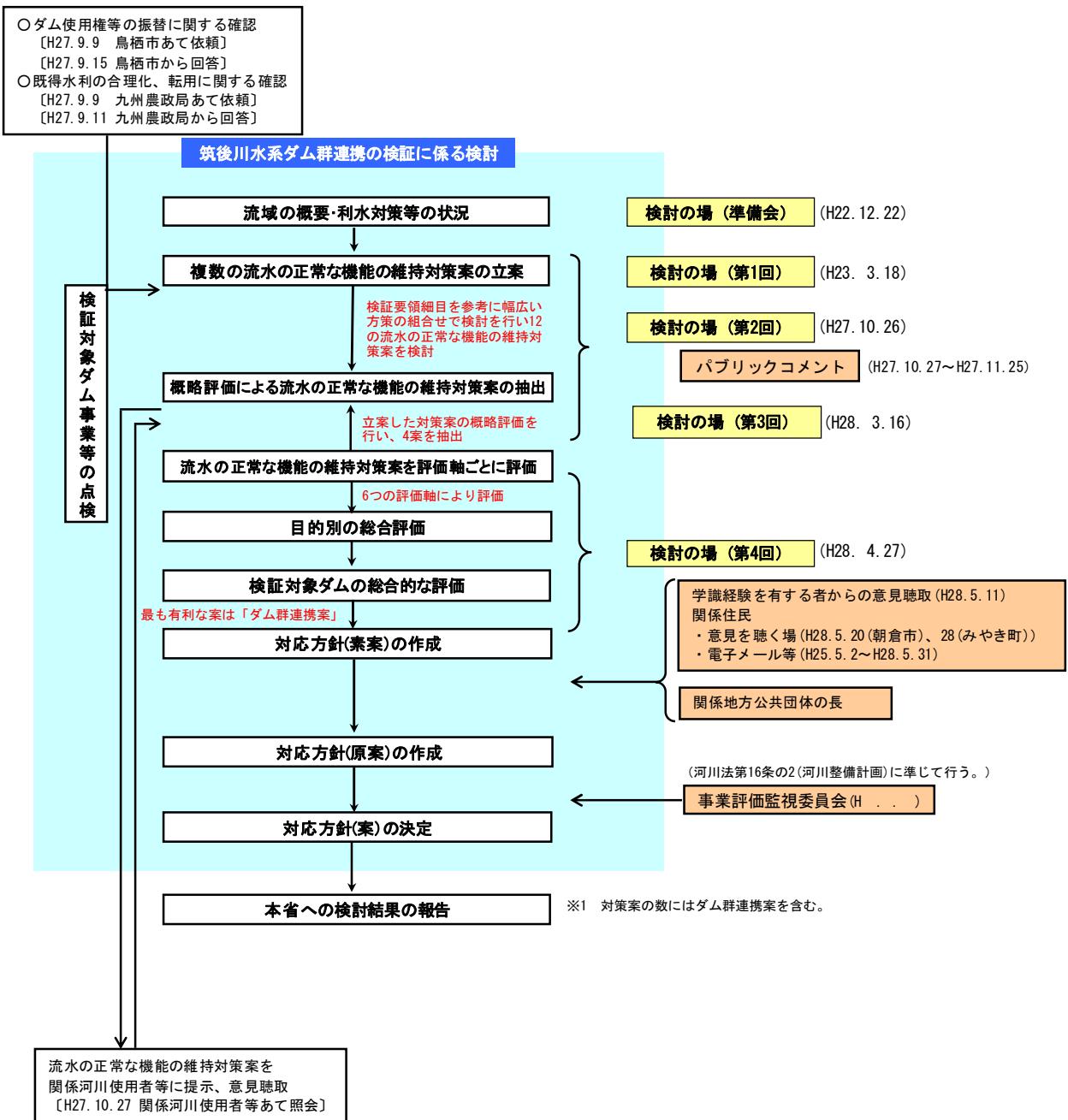


図 1-1 筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討フロー図

1.1 検証に係る検討手順

筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討（以下「筑後川水系ダム群連携検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象事業の概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、工期など計画の前提となっているデータ等について点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

筑後川水系ダム群連携検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」、「目的別の総合評価」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は以下のとおりである。

1.1.1 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは筑後川水系ダム群連携を含む案とし、その他に筑後川水系ダム群連携を含まない方法による11案、計12案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。

その結果等は4.2.1～4.2.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

筑後川水系ダム群連携を含まない11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、筑後川水系ダム群連携を含む7案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。

その結果等は4.2.4に示すとおりである。

(3) 関係河川使用者等への意見聴取

概略評価により作成した筑後川水系ダム群連携を含む7案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出（案）について、関係河川使用者等に提示し、意見聴取を平成27年10月27日付け文書にて行った。その結果等は4.2.5に示すとおりである。

(4) 意見聴取結果を踏まえた概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

関係河川使用者等の意見聴取結果を踏まえ、筑後川水系ダム群連携を含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。

その結果等は4.2.6に示すとおりである。

(5) パブリックコメントを踏まえた流水の正常な機能の維持対策案の立案及び抽出

パブリックコメントの意見を踏まえ、流水の正常な機能の維持対策案2案を追加で立案し、概略評価を行い、筑後川水系ダム群連携を含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。

その結果等は4.2.7に示すとおりである。

(6) 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。

その結果等は4.2.8及び4.3に示すとおりである。

1.1.2 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、筑後川水系ダム群連携事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.4に示すとおりである。

1.1.3 費用対効果分析

費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。

その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

筑後川水系ダム群連携検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、平成22年12月22日に準備会を開催したうえで設置し、平成28年4月27日までに、検討の場を4回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1.2-1に、検討の場の実施経緯を表1.2-2に示す。

表 1.2-1 検討の場の構成

	所属等
構成員	福岡県知事 佐賀県知事 あさくら 朝倉市長
検討主体	九州地方整備局長

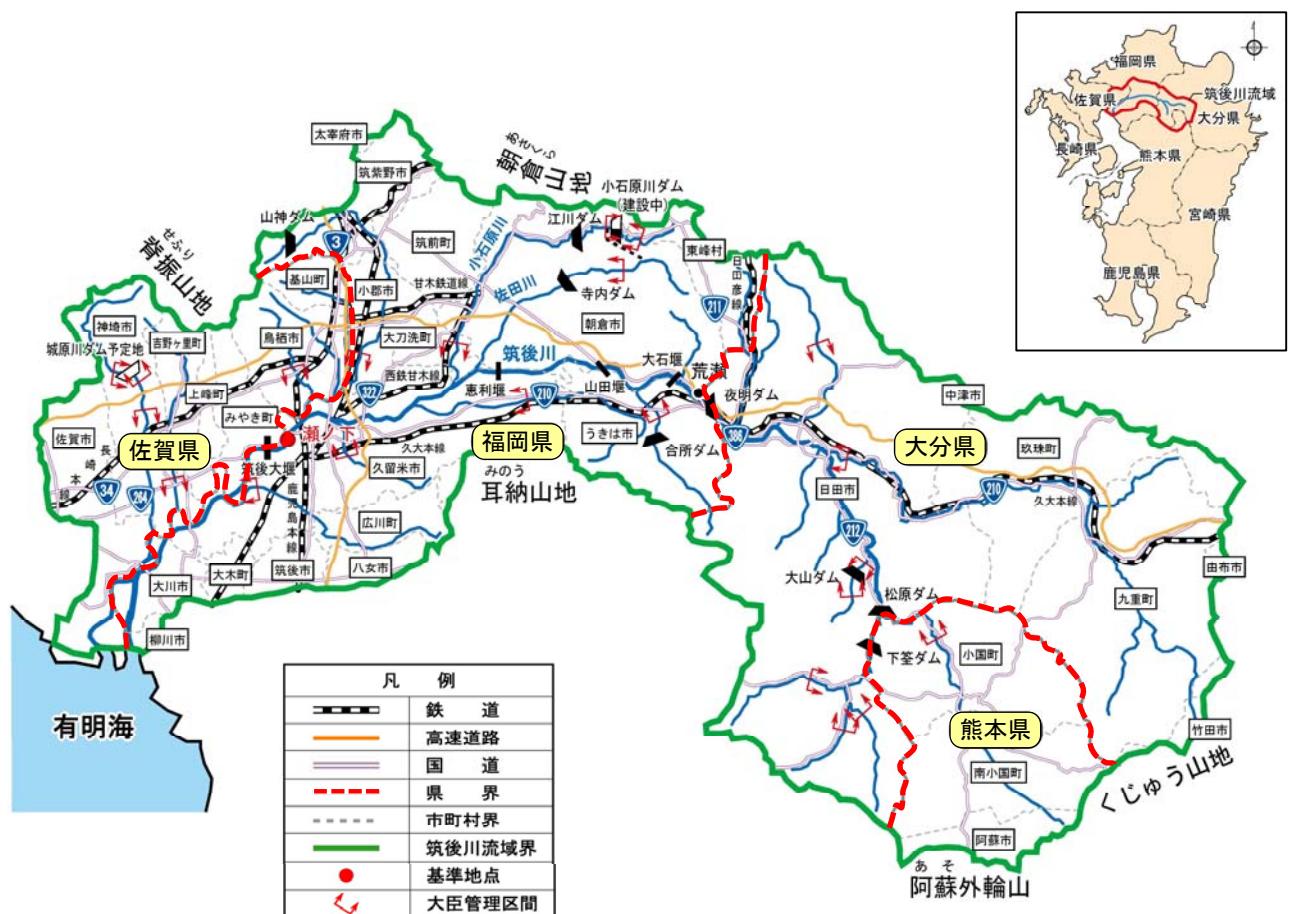


図 1.2-1 筑後川水系流域図

表 1.2-2 検討の場の実施経緯

(平成 28 年 4 月 27 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に 係る検討指示	国土交通大臣から九州地方整備局長に指示
平成 22 年 12 月 22 日	検討の場（準備会）	<ul style="list-style-type: none"> ■規約・構成員等について ・「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 ■「今後の治水対策案のあり方について 中間とりまとめ」について ■筑後川流域の概要について ■検証に係る検討の進め方について
平成 23 年 3 月 18 日	検討の場（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■筑後川水系ダム群連携事業等の点検について
平成 27 年 10 月 26 日	検討の場（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■「流水の正常な機能の維持」対策案の検討 ・「流水の正常な機能の維持」に関する複数の対策案の立案 ・概略評価による「流水の正常な機能の維持」対策案の抽出 ■対策案に対する意見聴取について ■パブリックコメントの募集について ・「これまでに提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象
平成 28 年 3 月 16 日	検討の場（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■筑後川水系の「流水の正常な機能の維持」について ■筑後川水系ダム群連携事業等の点検について ■「流水の正常な機能の維持」対策案に対する関係河川使用者等への意見聴取の結果について ■「流水の正常な機能の維持」対策案に対する意見募集結果について ■関係河川使用者等への意見及びパブリックコメントを踏まえた対策案の立案と抽出について
平成 28 年 4 月 27 日	検討の場（第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価について ■流水の正常な機能の維持対策案の総合評価（案） ■検討対象ダムの総合的な評価（案） ■意見聴取等の進め方について ■筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（素案）案

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成27年10月27日から平成27年11月25日の30日間で「これまでに提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案」及び、「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行い、23件のご意見を頂いた。その結果を6.2に示す。

1.2.3 意見聴取

「本報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施する予定。これらを踏まえ、「本報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施する予定。

1.2.4 事業評価

今後、筑後川水系ダム群連携事業の対応方針（原案）について、九州地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局ホームページで公表した。